－今号の目次－

◆ 緊急事態宣言が発出された地域における保育所等の対応について

（厚生労働省） 1

◆ 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う子ども・子育て支援交付金における病児保育事業の取扱いについて（内閣府・厚生労働省） 4

◆ 第55回子ども・子育て会議が開催される（内閣府） 5

**◆緊急事態宣言が発出された地域における保育所等の対応について（厚生労働省）**

令和3年1月7日、厚生労働省は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急事態宣言が発出されたことから、各都道府県等に対して標記事務連絡により、保育所、放課後児童クラブ等の対応について周知しています。

|  |
| --- |
| 「緊急事態宣言が発出された地域における保育所等の対応について（周知）」  （事務連絡、令和3年1月7日、厚生労働省）から、全保協事務局抜粋  ○　保育所、放課後児童クラブ等については、感染防止策を徹底しつつ、原則開所していただきたいこと。  感染防止策については、保育所等Q&A問5や13事業FAQ問4等でお示ししてきたとおりの内容であるため、改めて御了知いただきたいこと。また、保育所等において感染者が出た場合等の対応についても、保育所等Q&A問2や13事業FAQ問2等でお示ししてきたとおりであり、引き続き適切に御対応いただきたいこと。  なお、認可外保育施設においても、各施設において同様の取扱いが行われるよう、都道府県、指定都市、中核市又は児童相談所設置市で、必要に応じた情報提供及び助言等を実施していただきたいこと。  （別添1）新型コロナウイルス感染症対策に関する保育所等に関するQ&A（第八報）  （保育所の開園関係）  問1　感染拡大が広がっている中で、なぜ保育所等は開所するのか。  ○　保育所等については、保護者が働いており、家に1人でいることができない年齢の子どもが利用するものであることから、原則として引き続き開所いただくこととしています。  ただし、保育所等においても、感染の予防に最大限配慮することが必要であり、①保育所等の園児や職員が罹患した場合や、地域で感染が拡大している場合には、市区町村の判断の下、臨時休園が行われうるとともに、②開園する場合にも、手洗いなどの感染拡大防止の措置を講じたり、卒園式の規模を縮小・短縮して行ったりするなど、感染の予防に努めるよう通知しているところです。  問2　保育所等において感染してしまった子どもが出た場合、市区町村はまず何をすべきか。  ○　都道府県の保健衛生部局等と連携の上、感染者の状況の把握とともに、濃厚接触者の範囲の確認を行い、休園の判断を行ってください。休園に関する措置については「保育所等において子ども等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について（第二報）（令和2年2月25日付事務連絡）」で示しているところです。  ○　他の保護者への周知については、個人情報に十分配慮した上で、  　・現時点での休園予定期間  　・休園中の健康観察とその連絡（症状が出たら保健所とともに保育所等にも必ず連絡するよう依頼）  　・代替保育の紹介  　・保育料や給食費等の取扱い  　・今後の連絡先や相談窓口  　などについて情報提供及び要請を行ってください。  ○　感染症対策としての消毒については、保健所の指示に従い、施設の消毒を行ってください。  ○　感染した子ども等に対して、偏見が生じないよう、人権に配慮した対応が必要です。また、休園に際し子どもや保護者に過度の不安を生じさせないために、新型コロナウイルス感染症について正しい認識や感染症対策を含めた理解を深められるよう情報提供を行ってください。  （感染症の予防について）  問5　新型コロナウイルス感染症を予防するために注意することはあるか。  ○　まずは、一般的な感染症対策や健康管理を心がけてください。最も重要な対策は手洗い等により手指を清潔に保つことです。具体的には、石けんを用いた流水による手洗いや手指消毒用アルコールによる消毒などを行ってください（適切な手洗いの手順等については、『保育所における感染症対策ガイドライン（2018年改訂版）』（※1）のP14等を御参照ください。）。また、新型コロナウイルス感染症対策として、手が触れる机やドアノブなど物の表面には、消毒用アルコールのほか、次亜塩素酸ナトリウムによる消毒が有効です（次亜塩素酸ナトリウムについては、吸引すると有害であり、噴霧は行わないでください）。（※2）  　　定期的な換気（2方向の窓を開け、数分程度の換気を1時間に2回程度行うことが有効です。窓が1つしかない場合は、部屋のドアを開けて、扇風機などを窓の外に向けて設置すると効果的です。）も合わせて行ってください。特に、行事等により、室内で多くの子どもたちが集まる場合には、こまめな換気が重要です。  　　また、マスクや消毒液といった感染症防止に必要な備品については、累次の補正予算を活用し、市区町村がマスクや消毒液の購入等に必要となる経費や消毒・清掃等を行った場合の超過勤務手当や通常想定していない感染症対策に関する業務の実施に伴う手当など職員に支払われる手当等の支給するための経費を上限50万円まで補助しているほか、保育士の業務負担軽減のために消毒作業等の周辺業務を行う保育支援者の配置に係る補助事業を設けており、感染防止に資する各種事業を積極的に御活用いただくようお願いします。（※3）  　　なお、布製マスクについては、「介護施設等への布製マスクの配布希望の申出について（令和2年8月4日付事務連絡）」等でお示ししたとおり、配布を希望する保育所等に随時配布を行っていますので、厚生労働省ホームページ（※4）で示す所定の方法により申請してください。配布までの所要は概ね3週間程度の見込みです。  　　さらに、社会福祉施設等（保育所等を含む。）に必要な衛生・防護用品については、各施設で確保していただくことが基本ですが、新型コロナウイルス感染症対応等緊急的に発生する大量の需要や購入費の値上がりにより、乳幼児のおむつ交換時の排便処理に必要な使い捨て手袋などが不足する事態に備え、「新型コロナウイルス感染症に関連した感染症拡大防止のための衛生・防護用品（使い捨て手袋）の都道府県等への配布について」（令和2年9月29日付け厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室ほか連名事務連絡）等でお示ししたとおり、都道府県・指定都市・中核市から社会福祉施設等に対して使い捨て手袋等が供給できるように、国が直接調達して、都道府県等に配布を行っています。  　（※1）『保育所における感染症対策ガイドライン（2018年改訂版）』  <https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000201596.pdf>  　（※2）厚生労働省・経済産業省・消費者庁特設ホームページ「新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について」  <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku_00001.html>  　（※3）令和2年度第3次補正予算案においても、新型コロナウイルス感染症対策として、第2次補正予算に加えた更なる感染症対策の実施に伴う経費の補助や研修のオンライン化への支援などの拡充を盛り込んでいる。  　（※4）厚生労働省ホームページ「介護施設等への布製マスクの配布希望の申出について」  <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/mask_haifukibou.html>  （緊急事態宣言後の対応）  問9-1　令和3年1月8日より発令される緊急事態宣言（以下このQ&Aでは「令和3年1月緊急事態宣言」という。）に基づく緊急事態特別措置を実施すべきとされた地域における保育所は、どのように対応すべきか。  ○　令和3年1月緊急事態宣言については、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和2年3月28日（令和3年1月7日変更））（新型コロナウイルス感染症対策本部決定）」において、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」に記載のとおり「社会経済活動を幅広く止めるのではなく、感染リスクが高く感染拡大の主な起点となっている場面に効果的な対策を徹底する。すなわち、飲食を伴うものを中心として対策を講じることとし、その実効性を上げるために、飲食につながる人の流れを制限する」ものであるとされている中で、「厚生労働省は、保育所や放課後児童クラブ等について、感染防止策の徹底を行いつつ、原則開所することを要請する」こととされていることを踏まえ、原則開所いただくようお願いします。  問9-2　なぜ令和3年1月緊急事態宣言では、令和2年4月から5月にかけて発令された緊急事態宣言（以下このQ&Aでは「令和2年4月緊急事態宣言という。」）時と異なり、登園自粛を求めずに原則開所とするのか。  ○　令和3年1月緊急事態宣言については、問9-1にあるとおり、社会経済活動を幅広く止めるものではなく、感染リスクが高く感染拡大の主な起点となっている場面に効果的な対策を徹底するものであり、これにより保育を必要とする者が大幅に減少することも想定されないことから、また、新型コロナウイルス感染症の特徴として、子どもが重症化する割合は低いことも踏まえ、必要な者に必要な保育を提供するという観点から、原則開所することをお願いするものです。  　〔以下、略〕 |

　詳細は、別添の資料1をご参照ください。

　・別添PDFの資料1

　　「緊急事態宣言が発出された地域における保育所等の対応について（周知）」

　　　⇒3ページ～「別添1　新型コロナウイルス感染症対策に関する保育所等に関するQ&A（第八報）」

　　　⇒17ページ～「別添2　地域子ども・子育て支援事業にかかる新型コロナウイルス感染症対策関係FAQ（R3.1.7）」

また、下記厚生労働省ホームページの78（事務連絡）、79（別添1）、80（別添2）に掲載されていますので、ご参照ください。

■厚生労働省トップページ > 政策について > 分野別の政策一覧 > 子ども・子育て > 子ども・子育て支援 > 保育関係 > 保育所等における新型コロナウイルス対応関連情報

<https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09762.html>

78　緊急事態宣言が発出された地域における保育所等の対応について（周知）（令和3年1月7日）

79　保育所等における新型コロナウイルスへの対応にかかるQ＆Aについて（第八報）（令和3年1月7日）

80　地域子ども・子育て支援事業にかかる新型コロナウイルス感染症対策関係FAQ（令和3年1月7日）

**◆新型コロナウイルス感染症拡大に伴う子ども・子育て支援交付金における病児保育事業の取扱いについて（内閣府・厚生労働省）**

令和3年1月4日、内閣府・厚生労働省は各都道府県等に対して、標記事務連絡により、病児保育事業の下記特例措置の取り扱いを「令和3年3月末までの間、引き続き継続する」ことを発出しました。

|  |
| --- |
| 「新型コロナウイルス感染症拡大に伴う子ども・子育て支援交付金における病児保育事業の取扱いについて（令和2年度）」  （事務連絡、令和2年7月10日、内閣府・厚生労働省）から、全保協事務局抜粋  病児保育施設において病児保育の提供に必要な職員を確保するなど、サービスの提供体制を確保していると市町村が認める場合には、加算単価の適用に当たっては、市町村において、新型コロナウイルス感染症の状況や利用ニーズ、確保されている提供体制等を勘案して想定される各月の延べ利用児童数をもって当該月の延べ利用児童数とみなすこととして差し支えない。ただし、この場合にあっては、前年同月の延べ利用児童数を上限とすることとする。 |

下記厚生労働省ホームページの77に掲載されていますので、ご参照ください。

■厚生労働省トップページ > 政策について > 分野別の政策一覧 > 子ども・子育て > 子ども・子育て支援 > 保育関係 > 保育所等における新型コロナウイルス対応関連情報

<https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09762.html>

77　新型コロナウイルス感染症拡大に伴う子ども・子育て支援交付金における病児保育事業の取扱いについて（令和2年度）（令和3年1月4日）

**◆第55回子ども・子育て会議が開催される（内閣府）**

令和2年12月25日、第55回子ども・子育て会議が開催され、本会から森田信司副会長が出席しました。

内閣府からは、令和2年度補正予算案、令和3年度予算案が説明されました。（令和2年度補正予算案、令和3年度予算案については、本ニュースNo.20-31（2020年12月28日号）をご参照ください。下記の令和3年度予算案の参考資料が提示されています。

|  |
| --- |
|  |

また、厚生労働省からは「新子育て安心プラン」の説明があり、下記の資料「新子育て安心プランの概要」が示されています。

|  |
| --- |
|  |

上記の「新子育て安心プランにおける支援のポイント」の「②魅力向上を通じた保育士の確保」の2つ目「・短時間勤務の保育士の活躍促進」として、「短時間保育士の活用」について、下記の資料が示されています。

|  |
| --- |
|  |

　これらの説明に対して、森田副会長が発言した内容は下記のとおりです。

　なお、今回の議題には挙げられていませんが、保育士等の児童福祉関係の職員に対する新型コロナウイルスワクチンの優先接種についても発言しています。

|  |
| --- |
| 第55回子ども・子育て会議　森田信司副会長　ご発言要旨  ・　令和2年度補正予算案、令和3年度予算案や、「新子育て安心プラン」のご説明をいただきました。保育の現場に寄り添っていただいていますことを感謝申しあげます。  ・　まず、「短時間勤務の保育士の活用」についてです。長田委員からも意見が出されていますが私も同じ意見です。保育の質の観点から懸念があります。十分に議論して進めていただきたいと思います。  ・　次に、「新型コロナウイルス感染症対策」についてです。    保育現場のICT化に関して、コロナ禍において、ICTを活用した保育実践が進んでいます。このことは、本会の会員への調査でも明らかになっています。このたびの補正予算案により、このようなICT化の取り組みをさらに充実することができます。一方で、ICTの利活用には業務の省力化だけではなく、保育所・認定こども園を利用する子どもや保護者、さらに地域の子育て家庭に対し、リモートでもさまざまな支援ができる可能性が拡がっています。コロナ禍の補正予算という単発的なもので終わるのではなく、継続的な支援としていただきたくお願いいたします。  　　また、感染症対策の「かかり増し経費」への支援については、補助割合が国1/2、市町村1/2となりました。これは、第2次補正までは国10/10で実施されており、各市町村の財政状況は厳しく、他の新型コロナウイルス対策にも予算確保が難しくなるなど、自治体の財政状況による格差が生じています。  さらに、第1次補正、第2次補正予算分も自治体によっては保育所等からの申請ができていないところもあると聞いています。こうした実態の把握をいただいた上で、必要なところに必要な支援が届くよう、国からの配慮を強く求めます。  ・　次に、ワクチンの優先接種について、国の「新型コロナウイルス感染症対策分科会」において、「医療従事者、次に高齢者」とされ、その次に介護職員等が示されていますが、ここに児童福祉関連の職員は含まれていません。  エッセンシャルワーカーとして従事してきている保育所・認定こども園をはじめ、児童福祉施設の職員への優先接種についてもご検討いただきたいと思います。  ・　最後に、前回も発言していますが、保育士等の処遇改善は、まだ道半ばの状況です。引き続きご検討くださいますよう、お願いいたします。 |

また、児童手当の見直しについては、「全世代型社会保障改革の方針」（令和2年12月15日）を踏まえ、高所得者を対象外とする方向性が示され、この財源を新子育て安心プランに充てることが提示されました。

|  |
| --- |
| 「全世代型社会保障改革の方針」（令和2年12月15日）  「第2章　少子化対策」「2.待機児童の解消」から全保協事務局抜粋  新プランの財源については、社会全体で子育てを支援していくとの大きな方向性の中で、公費に加えて、経済界に協力を求めることにより安定的な財源を確保する。  その際、児童手当については、少子化社会対策大綱（令和2年5月29日閣議決定）等に基づき、高所得の主たる生計維持者（年収1,200万円以上の者）を特例給付の対象外とする。 |

|  |
| --- |
|  |

子ども・子育て会議の資料、当日の動画、議事録は内閣府ホームページに掲載されていますので、ご参照ください。

■内閣府トップページ > 内閣府の政策 > 子ども・子育て本部 > 子ども・子育て支援新制度 > 子ども・子育て会議等 > 子ども・子育て会議等

<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/kodomo_kosodate.html>